

返戻金制度に関する事項

採用決定者が甲（採用主体者）に入社・入所後、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合、乙（企業法務革新基盤株式会社）は甲に次の通りコンサルティング・フィーを返還するものとする。

- (1) 入社・入所後 1 ヶ月未満で退社・退所 : コンサルティング・フィーの 80%
- (2) 入社・入所後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満で退社・退所 : コンサルティング・フィーの 50%
- (3) 入社・入所後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満で退社・退所 : コンサルティング・フィーの 20%

但し、甲の採用決定者に対する処遇およびその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なる等、採用決定者の責に起因しない場合は、この限りではない。